

後期高齢者医療制度の負担割合について

負担割合判定の基礎となる所得・・・平成 20 年度住民税の課税所得(※1)

該当する方は申請が必要です。

ただし、同一世帯の後期高齢者医療制度被保険者の方全員の平成 19 年中の収入(※2)の合計額が、下記の判定表の②に該当する場合は、自己負担割合が1割になります。

また、同一世帯の後期高齢者医療制度被保険者(収入 383 万円以上の方)と 70 歳～74 歳の方との収入(※2)の合計額が下記の判定表の③に該当する場合は高額療養費の自己負担限度額が「現役並み所得者」ではなく、「一般」となります。

申請が必要な方にはご案内を郵送します。

※1 住民税の課税所得とは・・・

前年の合計所得金額から住民税の各種控除の合計を差し引いた金額です。

※2 収入とは・・・

給与収入・・・給与所得控除前の金額

年金収入・・・公的年金等控除前の金額

その他の収入(不動産、事業、一時、譲渡等)・・・必要経費を引く前の金額

判定表はこちらです。

《後期高齢者医療制度の負担割合の判定表(平成 20 年 8 月から)》

住民税の課税所得額 収入金額		同一世帯の後期高齢者医療制度被保険者のうち、 もっとも課税所得が高い方の金額	
		145万円未満	145万円以上
被保険者等(☆)の合計収入金額	520万円未満 (383万円未満)	① 1割	② 1割 申請が必要 (申請がない場合は④と判定)
	(☆)同一世帯の 後期高齢者医療制度被保険者 (収入383万円以上の方)と 70歳～74歳の方との収入の合計額が 520万円未満		③ 3割 自己負担限度額「一般」適用 申請が必要 (申請がない場合は④と判定)
	520万円以上 (383万円以上)	① 1割	④ 3割

※下線・・・同一世帯に後期高齢者医療制度被保険者が1人の場合の金額

判定表の②、③に該当する方には、「基準収入額適用申請書」をお送りしますので同封する案内に記載されている必要書類を添えて申請してください。(その他の方は申請する必要はありません)